

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：14 国名：全世界 担当：評価部  
案件名：平成25年度案件別事後評価：パッケージ - 6（トルコ・ブルガリア・ルーマニア）

1 契約予定期間：2013年9月上旬～2014年7月下旬

## 2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における事業評価に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

## 3 参加資格のない社等

下記「6 業務の範囲及び内容」(1)に指定された案件に関する資機材等の製造部門を有する個人・法人、同案件に関する施設建設の設計・施工・施工監理業務又は事業計画・実施(ただし、役務提供、短期の専門家についてはこれに当たらない)に従事した個人・法人、並びに、これ以外に事業実施前後を問わず対象案件の事業管理に責任ある立場で関わった個人

## 4 今後の選定プロセス(予定)

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月17日から2013年7月19日17:00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月17日から2013年7月22日23:59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月2日12:00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月中旬
- (5) 契約交渉 : 8月中旬～8月下旬

## 5 業務の目的

本業務は、以下6(1)に記載の案件を対象に、平成25年度案件別事後評価を実施するものであり、次の成果を達成することを目的とする。

- (1) 国民への説明責任を果たすために、案件の成果を評価すること。
- (2) 相手国政府及びJICAによる事業改善を図るために、評価結果を基に提言及び教訓を導き出し、フィードバックすること。

## 6 業務の範囲及び内容

### (1) 業務対象国・案件

- 以下の有償資金協力案件3件
- ア トルコ イスタンブール長大橋耐震強化事業
  - イ ブルガリア ソフィア地下鉄拡張事業
  - ウ ルーマニア 道路整備事業

### (2) 業務内容

#### ア 国内作業

- (ア) 対象案件の概要整理
- (イ) 評価方針の作成
- (ウ) JICAからのコメントへの対応
- (エ) 国内情報収集・整理
- (オ) 現地調査の準備(質問票および現地説明用資料の作成)

#### イ 現地調査

- (ア) 相手国関係者、JICA関係者への現地調査計画の説明・確認
- (イ) 質問票等を用いた情報収集・整理
- (ウ) DAC5項目に基づく暫定評価
- (エ) 暫定評価内容に関するフィードバック・セミナーの開催(相手国政府との協議及びコメント取り付け)

#### ウ 国内分析

- (ア) 収集情報の整理・分析
- (イ) 提言・教訓の検討
- (ウ) 現地調査結果概要の作成
- (エ) 評価結果検討会への参加
- (オ) 評価報告書(案)の作成
- (カ) JICAおよび相手国政府側からのコメントへの対応
- (キ) 評価報告書の作成

## 7 成果品等

- (1)現地説明用資料（英文）
- (2)評価方針（\*）
- (3)質問票（英文）
- (4)現地調査結果概要（\*）
- (5)評価報告書案（和文・英文）
- (6)事後モニタリングシート
- (7)評価報告書（和文・英文）

\* 事前事後比較表（評価スケルトン）形式とする。

成果品提出時期については契約交渉時に決定するが、最終成果品である(7)の提出時期は、2014年7月上旬までとする。

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1)総括/プロジェクト評価1（評価対象予定者）
- (2)プロジェクト評価2（評価対象予定者）

## 9 特記事項

- (1)PDM、ログフレーム、DAC評価5項目の知識を有していることが求められる。
- (2)現地調査補助員の備上を認める予定。
- (3)共同企業体の結成を認める予定。
- (4)本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定。
- (5)パッケージ - 1～ - 7について、複数案件へのプロポーザルの提出を認める予定。業務実施期間及び業務従事者数については、業務指示書に指定するM/Mを目安として、柔軟に対応可能とする予定。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。